徳島県 I C T アドバイザー制度 登録要領

1. 目的

本制度は、徳島県における「i-Construction」の普及・拡大を目的として、ICT施工やBIM/CIMなどの経験者を「ICTアドバイザー」として登録し、受注者や発注者が持つ疑問点や課題などについて、経験者からアドバイス等の支援を受けられる体制を構築するものである。

2. 活動内容

ICTアドバイザーは、ICT施工等に関する支援を必要とする者(以下「依頼者」という。)の依頼により、以下の内容について技術的助言、指導を行う。

- ①: UAVやレーザースキャナー等を含む計測機材を用いた3次元測量
- ②:3次元設計データの作成
- ③: ICT建設機械を用いた施工
- ④: UAVやレーザースキャナー等を含む計測機材を用いた出来形・品質等の管理
- ⑤:施工計画などの総合マネジメント
- ⑥:BIM/CIMの作成、活用
- ⑦:徳島県、市町村、特殊法人、企業等が実施する研修・講習会等

3. 公募

(1) 公募区分

ICTアドバイザーの募集は、公募により行うものとし、公募区分は、以下に示す①~⑦の分野とする。

分野①: 3次元計測関係

分野②: 3次元設計データ作成関係

分野③: ICT建設機械による施工関係

分野④:3次元施工管理関係

分野⑤:総合マネジメント

分野⑥:BIM/CIMを活用した業務または工事

分野⑦:ICT施工の研修・講習会

(2) 応募資格

ICTアドバイザーに登録できる技術者は、ICTに関する専門知識を持ち、2. に示す内容の支援を実施できる者とし、以下の条件を満たす者とする。

- 1)技術者の所属する企業等が、徳島県内に営業拠点があること
- 2) 技術者の所属する企業等から、推薦があること

(3)提出書類

登録申請者は、「登録申請書」「ICTアドバイザー登録内容」「工事・業務でICT活用などを確認できる資料(様式任意)」を徳島県県土整備部建設管理課まで電子データにてメールで送付すること。

4. 公募受付及び登録

(1)受付

公募受付は、令和5年3月1日から3月31日まで行うものとする。

(2)審査

県は、申請者から提出された申請書類に基づき、ICT施工やBIM/CIMなどの技術的助言、指導に関する知見の有無を審査する。

(3)登録通知

県は、審査の結果、ICT施工やBIM/CIMなどの技術的助言、指導に関する知見があると認められた者を、ICTアドバイザーとして登録し、登録申請書記載のメールアドレス宛に通知する。

(4) ホームページへの掲載

県は、認定したICTアドバイザーを、「ICTアドバイザー登録名簿」(別紙-1)にとりまとめ、徳島県ホームページに掲載する。

(5)登録期間

登録期間は、登録通知の日から登録解除の申し出があった日までとする。

5. 登録の変更及び取り消し

(1)登録の変更及び退会

ICTアドバイザーは、連絡先等登録事項に変更が生じた場合、及び退会する場合は、速やかに報告しなければならない。

(2)登録の取り消し

登録を受けたICTアドバイザーが、ICTに関する助言、技術的指導が実施できないと認めたとき、その他必要と認めるときは、その登録を取り消しする場合がある。

6. 技術支援の実施

依頼者は、県が公表している「ICTアドバイザー登録名簿」に記載されている内容を参照 し、条件に合うICTアドバイザーに対し、依頼を行うものとする。

依頼者は、依頼内容を明確に伝え技術支援の可否を確認するものとする。

ICTアドバイザーは、依頼内容を確認し技術支援の可否を判断するものとする。

※依頼から実施までのフローは「依頼から実施までのフロー」(別紙ー2)のとおり。

7. 活動報告

ICTアドバイザーは、活動報告書(様式-1)に記入の上、以下の時点において報告するものとする。

- ・技術支援開始 (承諾) 時:項目1~6を記入し提出
- ・技術支援終了時:項目7を記入し提出(必要に応じて1~6を修正)

なお、当該報告書については、技術支援終了時の提出後、活動実績として徳島県ホームページへ掲載を行う予定であるが、掲載を希望しない場合には提出様式にその旨記載すること。

8. その他

(1) 依頼者の責務

ICTアドバイザーの支援に基づき実施した事項に対する責任は、依頼者が負うものとする。 また、依頼者は、技術支援終了後、支援報告書(様式-2)に記入の上、徳島県建設管理課 に報告するものとする。

(2) 費用負担

依頼に基づくICTアドバイザーの活動に要する経費については、ICTアドバイザーと依頼者で協議し決定するものとする。

(3)遵守事項

ICTアドバイザーの名称は、ICTアドバイザーとしての活動に限定し、ICTアドバイザーの信用を失墜させるような行為を行わないこと。

ICTアドバイザーは、技術的助言、指導において知り得た情報は適切に管理すること。 また、担当窓口への報告を除き、技術的助言、指導において知り得た情報を依頼者の同意な く利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

9. 担当窓口

本要領の担当窓口は以下とする。

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

県土整備部 建設管理課 建設企画担当

電話:088-621-2680

メールアト・レス: kensetsukanrika@pref.tokushima.jp

(附則)

本要領は、令和4年3月3日から施行する。

本要領は、令和5年3月1日から施行する。

登録申請書

令和4年3月〇〇日

募集の名称:ICTアドバイザー

標記について、登録要領に基づき登録申請書を提出します。

住 所

企業名

代表者氏名

問い合わせ先

担当者

部 署 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (内線 〇〇〇)

FAX000-000-0000

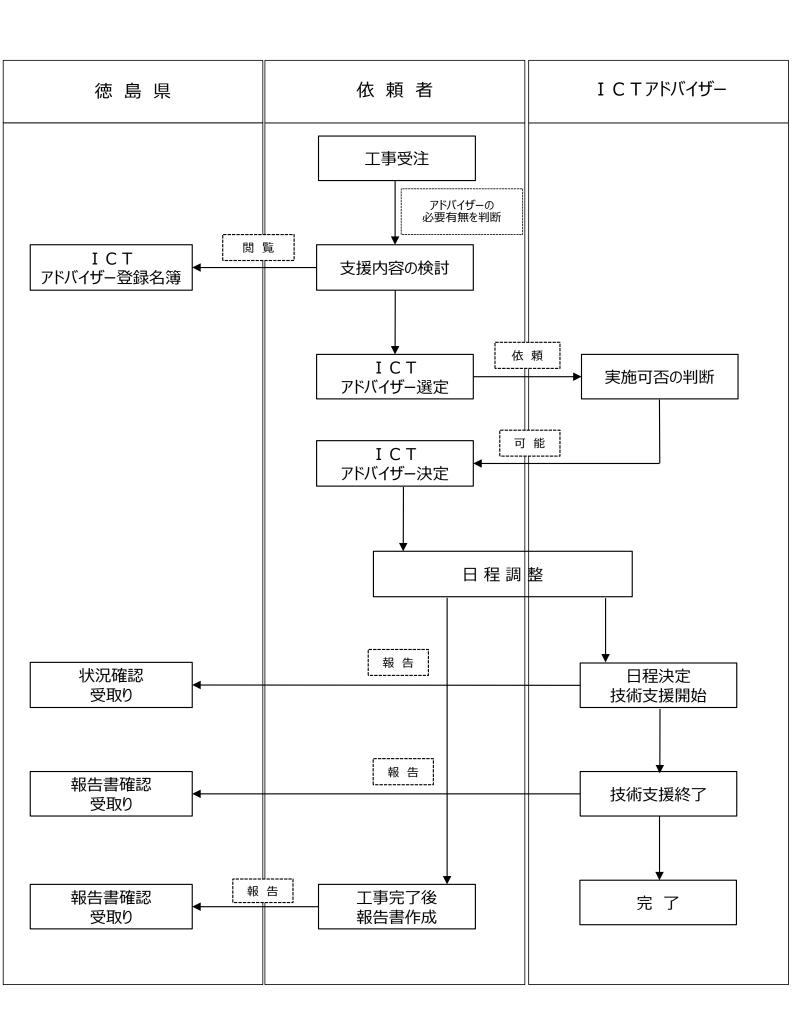
メール 0000@0000

ICTアドバイザー 登録内容

	支援地域	□ 東部県土整備局管内 □ 南部総合県民局管内 □ 西部総合県民局管内
	企業・団体名	
	企業区分	□ 測量 □ コンサルタント □ 建設 □ その他()
	申請区分	
	メールアドレス	(依頼を受けるための窓口の記載をお願いします)
連絡	電話番号	
先	住 所	
	担当者	
	支援内容 P R	申請者の技術支援のPRなど記載をお願いします。 ※100文字以内で記載をお願いします。
	企業HP	

- ・上記「ICTアドバイザー登録内容」に記載された内容については、徳島県ホームページ内で 公表する内容となります。
- ・支援地域は、申請者が支援可能な地域全てを選択してください。
- ・企業区分は該当する区分を選択してください。
- ・申請区分は技術支援が可能な区分全てを選択してください。
- ・支援内容PRには、具体的な支援の内容・得意区分などの技術的内容について記述してください。

支援地域				企業区分					連絡先							
東部県土整備局管内南部総合県民局管内	総	欠 C X 元 T 3 設 施 加	次元を	I 1	多 会 ・ 社 構	施工会社ル	ト 機 ノ 会 器 社 会	建設機械会社	他	企業名	電話番号	メールアドレス	住所 (市町村まで)	担当者	支援内容 P R	企業H P



ICTアドバイザー活動報告書

1	実施(予定)日時	令和	年 月 日() ○○:○○~○○:○○
2	アドバイザー企業・団体名		
3	依頼者企業名及び氏名		
4	実施場所 (路線名)		
5	対象人数		
			□ -① 3次元計測関係
			□ −② 3次元設計データ作成関係
		++/+=-++-	□ −③ ICT建設機械による施工関係
6	依頼内容	技術支援	□ -④ 3次元施工管理関係
			□ −⑤ 総合マネジメント
			□ −⑥ BIM/CIM関連業務・工事
		講師	□ −⑦ ICT施工の研修・講習会
7	アドバイス、実施内容を記入し	てください	
	!		
ſ		7	
	状況写真		
L		_	
	状況写真		
	1八儿子兵		
Г		1	
	状況写真		
		J	

ICTアドバイザー支援報告書

1	・ICTアドバイザー制度をどのようにして 知りましたか?	【記入例】 ・徳島県ホームページ ・新聞記事 ・他の会社から情報提供
2	・ICTアドバイザー制度を活用しようとし たきっかけは何ですか? ・他に検討した制度はありますか?	【記入例】 ・働き方改革の一つとして今年度から会社として取り組みたいと考えたから ・ICT施工にチャレンジしたかったから ・他の制度は検討していない
3	・ICTアドバイザー制度を活用した結果は どうでしたか(満足度)?	【記入例】 ・分かりやすい説明で、データ処理も思っていた以上に簡単だった。 ・作業時間が大幅に短縮され、生産性が向上した。
4	・今後、ICTアドバイザー制度を活用した いですか?	【記入例】 ・他の分野を活用する時にアドバーザー制度を活 用したい。
5	・その他(自由記入)	【記入例】 ・思ったこと、気づいたことをご記載ください。